

第十九回国会 衆議院 建設委員会 議録 第二十二号

昭和二十九年四月十七日(土曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 瀬戸山三男君 理事 細野三千雄君

達澤 寛君

高木 松吉君

仲川房次郎君

赤澤 正道君

村瀬 宣親君

安平 鹿一君

只野直三郎君

出席政府委員

建設政務次官 南 好雄君

建設事務官 石破 二郎君

(大臣官房長)

建設事務官 波江 操一君

委員外の出席者

建設事務官(大臣官房建設課長) 宮内 潤一君

官房建設課長 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

専門員 田中 義一君

四月十六日

湯田ダム建設に伴う犠牲者補償に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第四四二一号)

国道箱根一号線改修工事施行に関する請願(小金義昭君紹介)(第四四六八号)

河川法改正に関する請願(黒金泰美君紹介)(第四四六九号)

最上川左岸堤防補強工事施行に関する請願(牧野寛案君紹介)(第四四七〇号)

西村山郡下各河川の砂防工事施行に関する請願(牧野寛案君紹介)(第四四七一号)

西村山郡下各河川及び道路の災害復旧工事費全額国庫補助に関する請願(牧野寛案君紹介)(第四四七二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会に関する件

土地区画整理法案(内閣提出第一二八号)

土地区画整理法案(内閣提出第一二九号)

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四二二号)

建設機械抵当法案(内閣提出第一四六号)

○久野委員長 これより開会いたします。

土地区画整理法案及び土地区画整理法施行法案の両案を一括して議題といたします。

○久野委員長 両案につきまして、農林委員会より連合審査の申入れがありました。したが、両法案につきましても農林委員会と連合審査を行うに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○久野委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお開会の日時につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

○久野委員長 両案につきまして質疑はございませんか。

○細野委員 私は、前会大体質疑を終つたのでありますが、なお保留しておきましたのは、借地人並びに借家人の立場から見まして、どうも不十分な点があるように思われるのですけれども、借地人並びに借家人は利害関係者というわけで、発言の機会が与えられておるわけであり、これは利害関係人という漠然たる言葉になつておりますが、この定義と見るべきものは、第二十條の二項以下だと思つております。ここでは土地区画整理事業に関する土地もしくはその土地に定着する物件について権利を有する者というのでありますが、この「関係のある土地」というのは、一体どの程度の土地を言うのか。すなわち区画整理事業区域外の土地であつても、隣接しておれば区画整理事業が行われる場合にいろいろ不利な利害関係があると思つて、どの程度のある土地というのか、どの程度の土地をさすのであるか、まず承つておきたい。

○浪江政府委員 土地区画整理事業に關係のある土地の範囲でございまして、必ずしも区画整理地区内に限定いたしておりません。事業地に隣接したておる土地ないしは土地の上にある物件について権利を有する者について、ここにいう利害関係者として取扱うことは考へておるわけであり、

○細野委員 なお借地権者が、個人で施行する場合には一箇月以内という期限がありますが、組合で施行する場合あるいは行政庁が施行する場合には、そういう期限の制限がない。しかし二十五條の申告のない限りは組合員にもなれない、また委員の選挙権もないというところになつておりますが、それから何となくでも、相当おそくなつてからでも申告すれば組合員になれるのかどうか。委員の選挙権も得られるのかどうか。こういう点についてお答え願ひたいと思ひます。

○浪江政府委員 二十五條の第二項の問題に關連いたしておると思ひますが、区画整理組合で施行する場合、一応例として考へてみました場合に、今お話がございました未登記の借地権者の取扱ひでございますが、この点は、八十五條による申告のない者は、この申告の出ない限りにおいては借地権者としての取扱ひは受けない。従つて、その限りにおいては組合員としての資格を与えられないということになるわけでございますが、ただいまお話がございましたように、しからば当初の申告がなかつたけれども、事後においてさらに申告する機会を与えられて申告する場合においては、その組合員としての資格は取得できるか、こういうお尋ねのようでございしますが、さういふ私も解釈をいたしております。この規定の運用としても、できると考へておるわけでございます。

○村瀬委員 この前に私は資料を要求して、きょうここにいただきましたが、これによりまして二十八年度末現在の戦災復興事業の進捗状態は五大都市が六七％、一般の都市は八八％になつておるようでありまして、完結した都市は四十七都市にしかすぎない、こういうことでもあります。そこで第二百一十一條との關係でございしますが、特別都市計画法を廃止して、この土地区画整理法を実施する役になりますと、現に、戦災復興事業の残つております都市には、どのような影響があるものでありますか。全然影響はないのであります。か、あるいはただちに影響が生ずるのであります。これは別途施行法の方におきまして五年間は云々という五年の期限もつておることになつております。でありますから、あの五年間云々というのとどういふ關係になりますか。また第二百一十一條の裏づけとなる予算が、昭和二十九年度は幾らになつておるのでございしますか。これらの点について伺つておきたいのであります。

○浪江政府委員 この戦災復興事業は、御承知であらうと思ひますが、いわゆるこの土地区画整理事業の新しい法律の上では、行政庁施行の一つの体系として行われておるわけでありまして、すなわち施行者の範囲を規定してございまして三條の規定からございまして、三條の第四項の規定の適用を受けて仕事が行われる性格のものでございします。従ひまして、費用負担の關係につきましては第二百一十一條ではご

さいませんで、この新法の関係におきましては三条四項、すなわち百十八条の第三項によつて国がその一部の費用を負担しなければならないという関係に相なつておるわけでございます。

そこで、もう一つのお尋ねは、しかば、この新法施行からいかなる切りかえ方になるかというお尋ねでございますが、これは施行法の規定の御説明を申し上げた際にも申したと思ひますが、行政庁施行の場合におきましては、新法施行の日から即日新法に切りかわるというのを規定いたしておるわけでございます。五年間の存続を認める整理事業は、組合ないし公共団体施行の場合に限定いたしまして、五年間の存続を許しておりますが、行政庁施行におきましては、即日新法施行と同時に切りかえるという規定をいたしておるわけでございます。

そこで予算との関係でございますが、百十條において、新しく費用負担につきましては、国がその一部を負担するという事になつておるわけでございます。私どもの考えといたしましては、現在予算の上に編成せられております二分の一の補助、これはこの百十八條に基づく国の負担としまして切りかえることにいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○村瀬委員 百十八條の三項につきましては「政令で定めるところにより、その土地画整理事業に要する費用の一部を負担する」とあるのでありまして、これについては、前会瀬戸山委員からいろいろ質問のあつたところでありました。そこで、どういう政令で定められるのでありますか、この内容を伺つておかないことには、うつか

りこの法律は通せんと思つたのであります。前例もあることでありますし、二分の一の補助と、はつきり書いてあるつても、それを実施していないというので、大分この前瀬戸山委員から追究のあつた点と関係があるものであります。この政令はどういう政令で定められるのでありますか。文句などはどうでもよいのでありますけれども、二分の一が四分の一になつたりすれば大分ことになるのであります。どういう政令の率をお考えになつておるか、またその予算額は一体幾になつておるものでありますか、これに充たされ

る二十九年度の予算の金額をお示しを願ひたい。それから百二十一條に「その費用の二分の一以内」とあるのであります。この方の予算額は幾らになつておりますか、はつきりした数字をお示し願ひたいのであります。

○渋谷政府委員 百十八條の第三項の政令の定め方でございますが、この関係につきましては、前回の委員会におきまして、瀬戸山委員の御質問に対する当局側の答弁といたしまして、その点を申し上げたわけでございます。すなわち政令はいかなる定め方をするか、これは明確に政令として二分の一という規定をいたしますという事で申し上げたわけでございます。これは大蔵省とその点につきましても、ある程度話し合ひをつけております。従来の都市計画法の施行令の規定に基きまして、いろいろ瀬戸山委員から御質疑のございました経緯、それに対する政府側の措置の十分な点、これにつきましても、前回の委員会、私より十分御説明を申し上げまして、御了解を得たつもりでございますので、御了承をいた

だきたい、かように存じております。それから本年度の予算面における百十八條の負担の額、それから百二十一條の補助の額につきましては、予算の内容を御説明申し上げることになるわけでございますが、現在資料を持つておれまじやないで、計数的には申し上げられまじやないで、行政庁施行という関係においては現在予算面に現れておる港灣地帯整備事業、長崎、広島の特設都市の復興事業、大体それがこの行政庁施行の区画整理事業に相当するものであります。百二十一條関係の補助に相当いたしますのは、いわゆる団体施行の場合でございます。これに要しております費用は、御承知の火災復興に要する事業費が大体なるわけでありまして、現在鳥取市の火災処理を含めた区画整理事業に對しまして、国が補助予算をつけておられます。あの費目が百二十一條に該当いたします区域でございます。こういうふうな考えております。

○村瀬委員 政令で二分の一に定めるということと言明なさつたのであります。したが、しからば、何でこの法文の中に二分の一とお書きにならなかつたのであります。政令で定めるといふこととにしておけば、二分の一以上の三分の二も出るかもしれないということでは、政令に譲るというのなら、それも多少意味があるかも知れませんが、政令で定めるとしても、必ずしも多くの補助金が得られないというのであります。ならば、われ／＼は法律をつくる場合に、大臣や行政庁に権限をまかすことは、はなはだ不安であります。従前に

定を書いておつてさ、大蔵省はいろいろ言つてそれを出しておらないような事実もあるでありますから、私たちは立法府として、ちゃんと自分の権限で二分の一ならば二分の一と定めておきたい。それを特に政令に譲つたのは、どういふわけでありませうか。あなたの方でかつて裁量をしようという、われ／＼の権限をあなたの方の方へつておこうという意思から出たのであるかどうか。これは当然私はその二分の一というものはつきり法文に明記して置く必要があると思うのであります。何ゆゑに政令にことさらに譲つたのであるか、理由を承りたいのであります。

○渋谷政府委員 この政令に譲りました理由は、端的に申し上げますと、ただいま御質問がございましたような意図が特別に政府にあつて考へたわけではございません。ここに政令の内容として考へておりますことを端的に申し上げます。一つには、この補助率の問題でございます。それからもう一つは、百十九條に受益者負担金の規定がございまして、この内容の詳しい基準につきましては、政令で定めなければならぬ建前になつております。この受益者負担金は、土地画整理事業の費用のうち、受益者負担をとる場合は、これは事業費のうちからその部分だけは差引まして補助対象としての、国の負担金の対象といたしまして、土地画整理事業費といたしましては、この受益者負担の部分を除いたし、方式をとる、かようにいたしたわけであります。さういふ関係からいたしまして、この受益者負担との関係とあわ

せて規定をいたしたい、かような考え方でございます。受益者負担の方式につきましては、法律で書きまします。是非、非常に煩にわたります関係もございまして、それらの関係も含めまして「政令の定めるところにより」といふふうな、政令に譲ることになつたわけでございます。

○村瀬委員 何かあるのだらうと思つて聞いてみますと、やはり何かあつたわけでありまして、つまり受益者負担金を出せば、補助金をよけい出さないう御方針のようでありまして、それは私は困るのであります。受益者負担金を出すようなところへは、なおさら補助は当然出してやつてよいと思つたのであります。受益者負担金だけを差引いて、残りの二分の一を出してやう、こういうのであります。ならば、それでは受益者負担金などだれも出さない。こういうことになつたのであります。受益者負担金は受益者負担金、補助は補助、これでお運びになるのが私は至当だと思うのであります。が、受益者負担金を際いた分に二分の一の補助をする、受益者負担金のないところへはたくさん補助をしてやる、受益者負担金を出さうところへはわずかしか補助をしないという結果になるのは、どういふ根拠から出て参りますか。

○渋谷政府委員 受益者負担の方法につきましては、これは一応宅地の場合でございます。宅地の値上りの限度において、もちろん受益者負担をとれる建前にいたしたい、かように考へておりますが、さういふ考え方をとつた場合に、かりに区画整理事業費の六割が受益者負担でまかない得たと

○**洪江政府委員** 戦災復興事業につきましては、これは現在受益者負担はとつておりません。従つて、この法律の施行後といえども、戦災復興事業に伴う区画整理事業に関する限り、受益者負担は、とることはおそらくできないというふうに考へておるわけでありま

う点から申しますれば、その通りであります。ただ、この法律の対象としております百十八条の三項は、震災復興事業による行政庁施行だけを考えておるわけではありません。今後におきます行政庁施行の場合も、これに対するやはり国の負担というものもあるべき規定をいたさなければならぬと思

ておきたいと思うのであります。これは南政務次官もお話になりました通り、アメリカが占領政治をしくにあらまして、法律を明記する場合には、以内というような不見識な条文はつくるべきでないというので、はつきり二分の一と三分の一と明記した法律になつておつたのであります。ところが

たのか、もう一度念を押しておきたい
と思います。

○**淡江政府委員** 非常におしかりを受
けたわけですが、百二十一条の
費用の二分の一以内」という立法例
は、この法律が最初ではございませ
ぬ。道路法の五十六条をまずごらん願
います。これにおきましては、補助に

「——もちろん補助金として交付する
とができるという一つの裁量の余地
ございますけれども、法律の上に明
することにしたしたので、その
を御参考に申し上げておきたいと思
います。」

村瀬委員 この問題は、非常に官僚
的だと思いますが、行政の基本的な観念

に触れるものでありまして、今までは予算に譲つておつたというような御答弁もありましたけれども、そういうところに、汚職とは申さないにしても、いわゆる陳情政治の余地を残したのであります。何もかも官僚に地方の自治体その他が頭を下げてお百度を踏んで補助金をもらい、事業をやつてもらわねばならないという日本の悪い習慣は、実はこういうところから生じてお

とか以下ということは、立法府みずからが自分の権威を失墜する立法態度でであると考えるわけでありまして、はななとこの点は不満に思うのであります。なおこの法案の審議にあつては、修正その他の余地が残されておるわけでありますが、それに至る道程として、立案者の意見を十分聞いておきたいと思ひますので、重ねてこの点に対する経過をお尋ねいたします。

るのであります。それをちやんと法律で明記して、立法院が責任をもつて二分の一ならば二分の一はやるのだ、陳情などの余地はないのだ、三分の二なら三分の二と、はつきりすべきだと思

○**茨城県政委員** 政府部内の打合せといたしましては、従来の立法例等も参酌しながら、一応立案をいたしたつもりでございます。お説のように、補助金の基準を、できるだけ裁量の余地の

います。これはすでに進駐軍が来てから法文の書き方もかわつたという例もあるのでありまして、今道路法の五十六条に云々という御答弁もありましたが、そうすると、結局建設省関係で何分の一以内とすることは、建設省関係が先鞭をつけるようになるのであります。こういう点は、昔はそうであつたのであります。昔は、何もかも何分の一以内で役人がみなきめることになつておつた。立法院の権限は役人が大方持つておるといふ形になつておつたのであります。それでは立法院の権限がないというので、「以内」というのを

ない形において明確化することにつきましては、お話の点は十分私どももわかるわけでございますが、道路法の関係もございまして、それからなお土地改良法と土地区画整理事業法とは、やや対象は違いますけれども、似た法律関係もございまして、土地改良法の関係も参酌いたし、そういう諸法令との関係において二分の一以内と、「以内」の字句を規定いたすことも、今までの占領後に立法された法令の上においても現われていないわけではないという点等も考えまして、そのような規定を置いたような次第であります。

全部削つてしまつて、何分の一と法律は明記したのであります。ところが、いよ／＼日本が独立して、今度また「以内」という文字を使い出すということは——ただ二分の一以内ならば、五割以下でありますから、一割でもよければ五分でもよいわけで、これを法律が明記するわけでありますから、はなはだ見識のない立法態度ということになるのであります、二分の一以内

○細野委員 さつきさの土地区画整理審議会の委員のリコール制度ですが、これまで五十八条の第十項に「委員の改選の請求及び第八項の規定による投票票に關し必要な事項は、政令で定める。」これはどういうことを考えておるのですか。多分投票の有効無効、あるいは投票の管理とかいう、投票に關する手続等が考えられるのですが、大体どのような御構想であるか。

○ 浜江政府委員 五十八条の第十項にございませう政令で定める事項でございませうが、リコールの手續の主要な条件につきましては、第七項に、所有権権者の、借地権者の三分の一の連累並びに改選を請求したすべき理由を都道府県農林知事及び市町村長に提出するという点

について規定をいたしておりますが、その他の改選の請求に関する諸手続の細目の点につきましては、政令で定めたい、かように考えております。それから請求受理の結果といたしまして、その投票の方法につきましても、手続規定は政令で定めたい、かように考えております。

○細野委員 リコール制度は、非常にけつこうですが、従来のリコール制度の実際を見ますと、町村長のリコールや県会議員のリコールでも、非常に時間がかかる。すなわち投票について、一々その投票が有効か無効かという訴訟をしたり何かすると、二年やそこらすぐたつてしまふ。せつかくこういいいい制度ができたのでありますか

ら、こういう点で村側や都道府県知事に訴願し、さらに建設大臣に訴願し、さらに行政訴訟などをやっておりますと、相当の時間がかかると思うのであります。そういう点でもつとリコールの目的を達し得るように簡素な手續を希望したい、こういう希望を申し上げます。私の質問を打ち切ります。

○久野委員長　両案に対する質疑は次回は次々といいたします。

○久野委員長 次に公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案及び建設機械抵当法案の両案を一括して議題とし、これより質疑に

入ります。
質疑の申入れがあります。よつてこ
れを許します。高田弥市君。

○高田委員 公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案について二、三の点を質問いたします。

第一に、今日において保証事業会社の運営状態から、あるいは建設業そのものの要求から、法律の改正を要する点はこれだけであるかどうか。もし検討中のものがあれば、その内容をまず

お伺いしたいと思います。

○南政府委員 お答え申し上げます。

公共工事の前払金保証事業に関する法

御質疑で、今改正案の御審議をお願いして、おる以外にまだあるか、こういって御質問でございます。公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案そのものには、現在のところ改正を考慮しておるというようなこととはないのでございますが、皆さんも御承知のように、建設業の最近の現況

をなかめず、場合によつては、わゆる請負工事の価額、ロア・リミツトについての制限も考えなければならぬ、こういうお話が前々委員会にも議論になつておりますし、前国会においても、当委員会において問題になつておりますことは御承知の通りであります。建設業のほんとうの健全な発達のために、場合によつてはそういうことも必要でなからうか、こういうふう

に考えておきますので、そうなつて参りますと建設業法の一部改正になつて参ります。それに関連いたしまして、もしそういうことになれば、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部

でも、現在におきましては、まだそこまですぐにやるような段階には至つてお

りません。

○高田委員 次に、建設業者が建設機械を購入する際に、債務保証を保証事業会社が行うということは、まことに

けつこうであります。この債務保証契約の土台となるべき金融保証約款の骨組みと申しますか、建設省令で定めるところがありますが、その大体の構想について承りたいと存じます。

○宮内説明員 建設省令の内容と申しますと、こういう法令集をお配りしてありますが、その中の十二条をごらん

願います。これは前払金の保証契約として規定されていますが、その二項において「保証約款においては、左に掲げる事項を定めなければならない。」とあつて、保証料の利率及び支払いに関する事項、保証金の額の決定及び支払いに関する事項、同じく保証基金の金額及びその払いもどしに関する事項それから契約の解約に関する事項、その他被貸金令で定めらるる事項、二つ、ちよつと

なっております。それでこの「建設省令で定める事項」というのにつきましては、昭和二十七年七月三十日の建設省令第二十三号にございますが、これの第四条でさらに補足的なこまかい規定が六つ規定してあります。読み上げますと「一 保証金支払の免責事由に関する事項」「二 請負契約を変更する場合における措置に関する事項」

「三 保証契約者及び被保証者の通知義務に関する事項」「四 保証金支払に関する紛争の調停人に関する事項」「五 保証事業会社が保証金を支払った場合における代位に関する事項」

「六 保証契約に関する訴訟の裁判管轄に関する事項」こういうふうになつておりまして、大体こういうことを規定する予定でございますが、そのほかにもう一つだけ、ときにはれば担保に関する規定、というのは、相当長期の資金を導入するものでありますから、担保に関する規定があるかもしれないと思つております。以上であります。

○高田委員 第三点は本法案と関連して提案になつております建設機械抵当法案について、若干伺います。

本法案は、建設機械の動産の価値を増進し、建設工事の機械化の促進をはかるため、建設機械の抵当制度を確立せんとするものであり、さらにこれに加ふるに前払い法の改正案により、金融機関からの長期融資をより確実にするために、建設機械購入のための長期借入金に対する債務保証を保証事業会社が行い得るようにせんとするもので、趣旨ははなはだけつこうなるものであります。ただ問題になりますのは、ここでいう建設機械とは何かということであり、これにつきましても、第二

条にその定義があり、その機械の範囲は政令で定めることになつておりますが、しかし先般御説明になりましたのは、おおむねブルドーザー程度以上のものに限定したいというのであります。御承知のごとく、ブルドーザーは一車最低四百万円以上であるのであります。といたしますと、これは非常に重大な問題であります。と申しますのは、これ以上の機械を使用する者は、主として大業者のみであります。従いまして、大業者を対象とする建設機械の低当制度を考え、購入の際の債務保証をするという法律案であるという解

釈せざるを得ないのであります。私の言いたいことは、建設機械の範囲をさらに拡大して、ミキサーとかパワーとかウインチとか、そういったものも含め、中小業者の長期資金の確保に寄与せしむべきではないかという点であります。本法案実施の経験を重ねるに従つて、だん／＼その範囲を拡大するといふ慎重論はけつこうであります。が、よいことと思ふならば、なるべく早い機会に拡大していただきたいと思ふのであります。本法案が、大業者偏重にならぬよう希望するものであります。が、当局の御意見を承りたいのであります。

○南政府委員 高田さんの御質問は、この建設機械抵当法案の抵当物件の範囲が狭過ぎるのではないかと、こういう御質問から、第二の御質問は、あまり狭くすると、大きな業者の保護になつて中小業者の保護にならぬ、従つてやすきにつくと思ふし、もつと広げて、中小の建設業者の方にも利用し得るようにならうかという御質問だと拝承したのであります。ごもつともな御意見であり、第二条の逐条説明の際官房長からもこの点は御説明申し上げたのであります。これは非常にむづかしい問題であります。これは初めて試みであり、いわば動産に對して抵当権を認める、抵当権の内容がはつきりしておると金融的措置も完全に行き、従つて金も借りやすくなる、こういうねらいを持つておるのであります。従つて、抵当権が不明確であり、従つて自分の債権が十分に担保されないといふことになつて参ります。と、せつかくつくつた抵当法が骨抜きになつてしまふ。現下の建設業者の金融の状

況から勘案して——建設業の機械化は、ぜひやらなければならぬけれども、今日においては工事価額の一割以上も機械を入れても、なお今日の建設業の現状からいいますならば、莫大な金がある運搬資金を圧迫して非常に困つておる。それを解消するためにこういう法律を考えたが、その法律のほんとうの眼目である抵当権がいまいである、実際金を貸す人に不安を与えしめるようなことがあつては、これはいゝわば仏つて魂入れずといふことになるので、この機械抵当法といふことは、御指摘の通り、当初においては少しきゆうくつになるかもしれない。政令においてはブルドーザー程度、お言葉の通り四百万円ぐらいのものを目的として参りますれば、多少私自身におきましてもきゆうくつ過ぎるのではないかとさへ考へるのであります。が、しかし法律をほんとうに生かすためには、どうしても最初はこの法律によつて保護される。いわゆる債務がしつかり保護されるという見地での運用をして行かなければならぬ。従つて、この建設機械の範囲は、一々むづかしい法律の改正というやうなことでなく、法の施行の状況を勘案いたしまして政令で広げて行く、こういう考

え方をとつたのであります。御指摘の通り、当初におきましては、現在持つておるものに対する資金の融通ということになつて参ります。場合によりまして、大企業がいち早く均需するといふことにもなると思ひます。これとあらはらになつております公共工事の前払いの保証法の一部改正によりまして、今後機械を買うべき金融の支払

保証を保証会社がやつて行くといふことになりますれば、御指摘の通りあながち大企業ばかりがこの法律に均需するといふ結論にはなりかねるのでないか。今後建設業は、大中小にかかわらず、なるべく機械化をして、工事の請負価額も低め、しかも工程を促進して行くという立場から見れば、できるだけこれは機械化しなければならぬ。その機械化に必要な金を、これから買入といふ場合においても、保証会社が支払い保証をして行くといふことになつて参りますれば、高田さんのお言葉のように、この法律が全部大きな業者ばかりの保護になるといふふうには、私たちは考へておらぬのであります。第二条のこの政令で範囲を拡大するとともに、漸次中小の方へますます厚くなつて行くと思ひます。またそういうふうな法を運用しなければならぬ、こういうふうな私たちは考へておるような次第であります。

○達澤委員 私、先ほどちよつと席をはずして参りましたが、高田委員の方から、二条の建設機械の抵当の範囲があまりに狭きに失する、従つて大業者に對する偏重になつて、中小業者をむしろ圧迫する、こういうやうな質問のようになつたのであります。これに對する南政府委員の御答へは、漸次これを拡大すると言つておる、そうして中小業者にも他の方法によつてこれを救済する道があるといふふうにお話になつたのであります。私もわが国の建設界の現状と機械化に對するこの問題に對しては、こうしなければならぬといふことは根本から大賛成です。ところが、高田委員のお話のように、偏重するといふことに対して、また深い關心を持たなければいかぬ。御承知のよ

うに、工事の請負は競争入札によつてやつておる。従つて、ある階級が繁栄すれば、その他の階級を圧迫するといふことは、これは当局もお考えになつておると思ふが、この点についてお考へになつたことがあるかないか、まずお尋ねしておきます。要するに、私はこの法律自体は、非常にいいことだと思ふ。そして国家の非常に大きな利益になるといふことは承知しておる。承知しておるが、そうすると、大業者が機械化によりまして進展して行く、この恩典にあらずからざる他の多くの業者が、事業の施行のいろ／＼の段階において損失をするといふことに対する考慮を払われて法律ができたか、これをまずお尋ねしておきたい。

○南政府委員 お答へ申し上げます。達澤さんの御質問は、非常にむづかしい問題でございますが、ある工事を競争入札によつてある業者が引受けた。競争入札に加つて落札した連中はそれで仕事できたが、だめになつた連中は、仕事がでなくなつて、非常に損失を受けたかどうか。これは前々委員会においても、工事の見積りその他いろ／＼やると費用がかかるから、そういう費用に對する保証がないのだからという話も拝承したのであります。が、そこまではちよつと現段階においては、一つの工事がだれかに落札して、落札を得られなかつた他の業者は……（達澤委員 達う／＼）と絶對損はせぬといふことではないと私は思ひます。そこでその落ちた連中をどうするかという問題は、これはなかなかむづかしい問題だと思ひます。御質問の趣旨が、今違ふといふやうなお話でございますので、もし違ふとするな

らば、工事によつて種類がいろいろわかれておる。何と申しますか、指名入札の種類がわかれておるので、ちよつと御質問の趣旨がよく……。

○達澤委員 私に質問がちよつとわからなくなつたかと思ひますが、私は個々の問題を申し上げておるのじやありません。国全体として、ある一定の大きな機械だけに担保を設定するということがなると、そうすると、大きい機械は中小業者ではこれを獲得することができない。そこで大業者だけがこれの権利を得ることになる。そうすると、大業者は国家の恩恵に浴することができぬというのが、高田委員の質問の要旨なんです。そこで、中小業者に対してはへんばな措置になつて来る。そこで大業者は幸福になるけれども、中小業者はこれらによつてますます大きな圧迫を受けるということになる。個々の問題ではない、国全体の問題です。それに対してお考えになつたことがあつかないか、こういうことなんです。

○南政府委員 お答え申し上げます。私はその点を先ほど高田さんの御質問の際に御返事申し上げたのであります。建設機械抵当法案は、現在持つてゐる機械について抵当権を設定してやる。それから公共工事の前払金保証事業法の一部改正は、これから買う機械についての金融に対する保証会社の保証——ですから御指摘のように大きな機械は大業者しか持つておらぬ。だから抵当法が大きな機械に制限すると、そういう機械を使わぬ中小業者にはこの法律の恩恵がないじやないか、こういう御質問だろうと私は拝承したのであります。それはまさしくその通りで

ありますが、第二条にありますように、これは動産を一種の物権化して抵当権を設定して行くのであります。それから、抵当権の目的物が可動性という点から考へて参りますと、抵当権設定の際において、よほど考へて行かなければならない。小さなものにしてこれをいさなり広げまして、そうして抵当権を設定した、いよいよ抵当権をはんとしたと申しますと、債務の弁済を得ようといふようなことになつて、この法律は大して価値がない、貸した金のとれぬじやないかというやうなことになる。それと、せつかつくつた法律が、大して業者の恩恵にならないといふことになつては困るから、最初はブルトナー程度のものにした。最初はブルトナー程度のもので、いわゆるこの法律によつて自分の債務を弁済されることとが確実だといふ見通しが、金を貸す人にも見当がつき得るやうになつて、漸次この法令の範囲を広げて行きたい、そういうやうな考へ方が、あまりに慎重過ぎるという御非難だろうと思ひますが、何を申しましてこれに初めてのことでありまして、この法律によつて、建設業の金融便益を少しでもやわらげたい、こういうふうな考へておられますがゆゑに、この法律が、いきなり法律の効力まで疑われるやうになつてはどうかという立法者の配慮から、政令においてはブルトナー程度というふうにお答え申し上げたのであります。今後研究によりまして、ブルトナー以下のものでも、このわれわれの心配いたしておりますやうな、いわゆる債務の弁済に事欠かないといふ見通しが十分つきますれば、ブルトナー

よりもつと低い建設機械について、政令の中へ入れて行つてもさしつかえない。要は、そういうやうに慎重な態度をとつたのは、せつかつくつたけれども、實際債務の弁済が受けられぬやうになつては困るという点を配慮しての結果であるといふことを申し上げておるのではありません。

○達澤委員 ただいまの答弁は、この法律自体としては正当だと思ひます。立法した以上は、その法律が有効に使われる措置をとられることは当然だと思ひます。しかし私が申し上げたのは、ある一つの法律をつくつたために、一部の階級だけに便益を与えて、そうして他の多くの者が犠牲になることは国家のためにならぬ。その一部の階級のためにはなるけれども、国家全体の建設業の発展にはならぬといふことになる。この法律ができたために他の多くの——おそらく高田委員のお考へはそれなんです。他の多くの、おそらく日本の九八%か九九%までの者は犠牲になり、そうして一部の者のみの利益になるのだ、こういうことになる。それはあなたが、しからば日本で今ブルトナーを考へたならば、何人あるかといふことを考へたらすぐわかる。私はこの法律自体が悪いと言ふのではなく、これによつて機械化されて能率が増進し、価格を低廉にして、そうして国益に資するのだから、しばしば申し上げるやうに、この法律の趣旨はいいのだけれども、この法律ができるために、九九%までの者の犠牲、損失によるので、この法律が有効化するといふことはどうかといふことを申し上げておるのではありません。従つて、こういうやうな法律をつくるなら、他の中小業者に

も、金融措置とか何とか、適切な国家の措置によつて、こういうやうな者にも手が伸ばされるという措置も対策も考へる必要があるのじやないかといふことを考へねばならない。そこで、この法律は決して悪いとは言わぬ。この法律はいいけれども、この法律をつくると同時に、こういうやうなものでは、日本の九九%の者は一つも恩恵に浴さぬのだ、一部の者だけだ。だから九九%の人の発展に寄与するやうな立法化を考へる必要があるのではないか。また考へてもらわなければいかぬのじやないか、こういうことをお尋ね申し上げるのであります。

○石破政府委員 お尋ねの御趣旨、まことにどうもつとまでございしますが、達澤委員の考へ方とわれわれと、若干かわつた見方も成り立つかと思つてあります。御承知の通り建設業法、前払金の保証に関する法律、さらに今度の改正案と、大体思想は一貫しておるものであります。必ずしも御指摘のやうに大業者を保護する結果になるものとは考へておらないのであります。前払金の保証に関する法律にいたしましても、どちらかといえば、中小企業者の方の保護になつておると私は考へております。現に法律施行直後におきましては、大業者はそういう保証に入らなくても、金を前払いで借りなくともできるというやうなことが、一部にはあつたやうな状況でもあります。さらに電源開発会社——これは前払い保証の法律を使ふことにはなつておるのではありませんが、現に利用いたしております。その理由は、直接法律に縛られる関係もありすけれども、自分の方は大会社を相手にしておるのであるから、こういう保証に入らなくてもいいのだ、一割、二割程度の前渡しはできるのだというやうなことになつております。前払い保証に関する法律は、さうに考へております。さらに今度の法案につきましても、大体同じことが言えるのであります。大業者はこういう抵当権を設定して、さらに保証会社に保証料まで払つて金を借りなくとも、自己の信用で借りるという道も比較的多いわけでありまして、どちらかというところ、中小業者の方が現実にはこういう制度を必要とする状況じやなからうかと思ひます。また、先日私の御説明が足りなかつたかと思ひますが、ブルトナーという例が懸かつたかもしれませんけれども、まだそこまですべて考へてゐるわけではございせん。で、政令をつくるまでに、よく実情を調査いたしまして、法律制定の趣旨に沿うやうにやつて行きたいと思ひます。ただ、政務次官から先ほど申し上げました通り動産抵当制度でございしますが、この制度そのものが疑われてしまつて、銀行も信用してくれないといふことでは、どうにもなりませんので、その辺の配慮はいたしたいと思ひます。

なお、御参考までに申し上げておきたいと思ひますが、こういう制度がございまして、機械メーカーの方では、非常に安心して月賦販売というやうなことをやるやうになりはしないかと思ひます。中小業者の方についても、相当利用の向きがあるのではなからうかと思ひます。

なお、これら関連の法律のほかに、たしましては、御承知の通り中小企業金融公庫からの融資につきましても、

制度は開かれておるわけでありまして、われ／＼としては、そういう方面の資金の貸出しについても、さらに努力しなければならぬと思ひます。なお、かりにこういう制度ができても、御心配の通り大業者だけが非常な恩典に浴する——それは思ひませんけれども、万一そういう事態が起るならば、業者の指名のやり方とか、業者の選定の基準とか、いわゆる合理化対策によつて、一応の基準をつくつて今やつておるわけでありまして、さらにそういうことの検討とか、そういうような方法を講じて、弊害のないようにして行かなければならぬと考えます。

○久野委員長 村瀬宣親君

○村瀬委員 時間がおそくなりまして、簡単に、まず政務次官にお伺いいたします。きよう御答弁ができればしていただきますが、あとでもけつてうであります。建設業保証株式会社というものは、必ず膨大な利益をあげる会社になるであらうということを、私はこの法案ができるときに、実に大分論議をしたわけでありまして、しかしこの思ひつきは非常によいのでありまして、これが日本の建設業の合理化進展に寄与する功績がきわめて顕著であるといふことは、私も一昨年から主張しておつたのであります。しかし場合によつては満鉄みたいな会社になりかねぬか、選挙資金の一回ぐらひはこの会社から出るようになりはせぬか、実はこういうことを申しておつたのであります。まだそこまでは至つていないやうでありますけれども、一億円の込みの資本金であります東日本建設業保証株式会社が、今年の三月三十一日、現在のバランス・シートを見ますと、責任準備金が五千六百五十万円ほどあります。保証基金が一億一千七百九十七万四千円、さらに当期純益金五千六百五十七万四千円、これを合計いたしますと、二億三千三百六十六万四千円、一億円の株式で一年余りしかやつていないのに二億三千三百六十六万四千円の出たといふことは、私の想像しておつた通りで、こうなることは、私は一昨年の会議録でちゃんとやつておつたのであります。こうなつてけつてうであります。しかし、今逢澤さん

○逢澤委員 今官房長のお話で、大

了承したのであります。南政務次官は、こういうことはよく御承知だと思ふけれども、かりにブルドーザーを標準にとれば、おそらく県に一人ぐらひしか対象者はいない。五百人も六百人もおる業者の中で、一人ぐらひしか対象者がいない。そうすると、一人の人の幸福のために、多くの者が犠牲になるといふことになる、こういうことも考

えていただきたい。繰返して言うやうだが、せつかりつばな法律ができただけでも、競争して行く立場の者に、一方に大きな利益を与えて行くと、その人だけは伸びるけれども、他の人は犠牲になることになる。これが一つの営業会社でありますれば別だけれども、いやしくも国家がやるやうな場合には、これは公平にやらなければいかぬ。決してこの法律が悪いのではありません、この法律のようなものを他に持つて、できれば、あまねく均等するやうな措置を講じなければならぬと思ふ。そこまで行かなければ、これに對する措置として、何かもう少し方法を考へておいていただきたいといふことを要望しておきます。

○高田さんから、いろ／＼中小建設業

にも何か均等の道はないかという議論が出ておつたやうであります。この会社に対する監督、運営というやうなもの、南政務次官のところではどの程度になつておりますか。また一億円の資本金で、一年で二億三千三百六十六万四千円の出たといふことは、これが十年もたてば、私が予言したやうな満鉄に似たやうなものになるかもしれない。これはもと／＼政府資金を当てにして、自分の金でなく、千六百億ものものを、二百何十億も前払いして、先に保証料を出すだけで政府の予算だけで立つてゐる会社でありまして、まづたゞ自分のものでは、人のものでないといふことをやつておる。しかし考へればよいことである、みなが喜ぶことである。だれも損する人はない。だから、こういう際に大に発展してよいが、問題は、ただいたずらに利益ばかり大きくして能事終れりとするべきものではないと思ふのであります。ことにこのバランス・シートを見ますと、現金が九百九十九万四千円、銀行預金の方も一億七千万円もあるものであります。現金を毎日九百九十九万四千円という会社が持つておらなければならぬかどうかといふ点も、何か理由を聞けばあるであります。何かが、それでどういふ会社に対し、建設省はどの程度の監督、監督といふか、運営についての注意をなされておるか、これをまず伺いたい。

○南政府委員 村瀬委員の御質問にお

答へ申し上げます。御承知の通り、問題は、うんとどうかといふのは、結局保証料が高過ぎるという議論になつて行くのではないかと考へております。

しかし、保証料につきましては、建設大臣の認可になつておりました、保証料決定については、仕事の見通し等いろいろ勘案いたしまして、どつちかと申しますならば、御指摘のやうに手がたくやつておられます関係から、会社ができて一年ばかりのものが、その時からすぐに赤字になつてもどうかという配慮からせられたと思うのですが、もし御指摘の通りもうかり過ぎるという事実がございしますならば、保証料が少し高過ぎたのじやないかという気もするものであります。しかし会社につきましては、毎年詳細な資料をとつて、会社の業務運営についても、法律の規定に従つて十分監督しております。要は当初の保証料が安全性を見越したために、いささか場合によつては——これに、もう一、二年やつてみないとわからぬと思ひますけれども、御指摘の通りでございしますならば、多少大事をとり過ぎて高過ぎたのじやないかという議論になつて来るのではないかと思ひます。なお詳細については、官房長からお答えいたします。

○石破政府委員 ただいま政務次官か

らお答えいたしました通りの事情、配慮から、実はこういうことになつておるわけでございますが、何分にも法律制定のときには、一応の計算はいたしておつたのでありますけれども、やつてみますと、資料にもございします通り、初年度には創立費その他赤字を出しましたが、第二年度であります二十八年度には、相当の利益金を上げて来ております。この金は御指摘の通り、みな政府の方から出た金であります。こういうことがいつまでも続くといふことでは、もう少し考へなければ

はいかぬと思ひます。去年は実は設立当初で、保証料率も日歩一銭、それから基金の積立てのための同じく一銭を当初はとつておつたのであります。が、すでに去年の六月一日から、この基金の積立てのための料率だけは従来の一銭を五厘に引下げております。それでこの保証料率の問題は今後さらに検討しなければならぬわけでありまして、大体の私どもの考へといつたしましては、会社の経費は当然でございまして、利益金で、その上で、いわゆる純粋の利益金で、株主に配当になるべき金といふものは、いくらか多くても一割以内ぐらひに押さへるべきものではなからうか。そういうことから行かなければならぬのじやないだろうか、かやうに考へております。なお二十八年度の営業成績が上りましたのは、実は当初の予想では年間の保証総額を三社合せて二百五十億見当と考へておつたのが三百数十億にも上つて——ほとんど年度の終りごろになつてから急に上つて来ましてそういう関係で利益が上つたといふ状況であります。この利益金の処分につきましても、十分国民の納得の行く処置をやるつもりであります。

○村瀬委員 保証料を下げて利益の出

方を調節するといふ考へも、普通考へられることであります。考へるこの法律のできまうときの審議状態から考へまして、保証料は高くないと思ふのであります。当時建設業に対して、金融機関といたしましては、内容が一番わかりにくい業種であるといふので、日歩四銭でも五銭でも、なか／＼貸してくれなかつたやうな状態であつたの

であります。それで保証料が一銭といふのであります。四銭、五銭を出すような相当よい建設業者といえども、なか／＼銀行は相手にしてくれなかつた状態から考えますならば、一銭の保証料で前払いが何千万もできるという事になれば、これは業者としては非常な都合でありまして、この一銭の保証料がそう高いとは考えておりません。基金の方については、これはあとで払い出すのだとか、いろいろ何があるやうであります。なかなか払い出すやうなことは困難だと思ふのであります。これは結局会社の方から運用にまかすべきものだと思うのであります。私は保証料を下げるのも、もしあまりに高きに失する場合には、けつこうでありますけれども、別に苦痛なくして、こういうよい方法ができて、利用者が多いというのであるならば、何もこれ以上に保証料を下げないで、むしろこの一年に無理なくして、たまつた五千六百万円であります。これを一割の配当をいたしても、千百万円残るのでありますから、そういう案な方法でたまつた金を、会社の独占にしないで、適当な方法で——先は占から御議論のあります中小建設業者に機械を買わすとか、あるいはこの保証料が機械をこの利益金で別に買つて、そうしてそれを中小業者に貸し付けて、ほんとうに日本の建設業の能率化と素質のよいもののできるやうな方向に持つて行くべきだと考えておるのであります。今日建設業者は、概して金融業者からはあまりよい得意とは思われておらない。内容がいつどう

なるかわからないからというので、あまり相手にせられない傾向があるときでありますから、この日歩一銭の保証料によつて借りられるという事は、これはむしろ便利しうな道でありまして、これを五厘にし、三厘にせねばならない理由というものはないと思ふのでございます。保証基金の方は別途考へてよいのであります。そういう方向に今後——せつかく法律の保護によつてできた会社であり、保護によつてこれだけの利益があるものであります。会社というものはできるわけのものではない。国の予算で去年三百億円で、前払いの對象になつたやうであります。その三百億は国の予算であります。国の予算でもつてこれだけの金もつけがけるのでありますから、それは無理の行かない方法で利益は十分上げておいてもらつて、その利益で適当な建設業の機械化、その他に向つて進むやうに、間口を拡張する方向に向つて行くべきだと思ふのであります。そういう点について、どのような考へてありますか。

○南政府委員 お答え申し上げます。村瀬委員のお考へごもつともな点があります。しかし、この保証料と申しまゝのは、例にとりまして、はたして適当かどうか存じませんけれども、どつちかと申しますと、いわゆる相互保険的なものでないかと思つております。その相互保険的なもののいわゆる保険料でありますから、当初はこの制度が一体行き渡るかどうかというやうな見通しから、保証金額を二百五十億見当にしましたものが三百数十億になつた。それで東日本会社が五千何百万円かの利

益を上げたということでありまして、私は、いましばらく、これは一つの大きな問題でありますから、もう一、二年くらいを見てみまして、そういう方面に建設業の育成ということについて、は別個に考へるべきものであつて、むしろこの考へ方としては、やはり保証料の方を下げ、そしてだれにでも有効に前払金の保証が運用される、しかもそれによつて建設業者の負担が少しも減るというやうに行くべきものでないか。十分研究した上の答へではないのであります。受けた感じから率直に申し上げますならば、私はむしろこういうものはなるべく保証料を安くして、そして大中小にかかわらず、この法律の利益を均等にできるやうな考へ方、なおかつこれが相当もうかるというこゝになつて参りますれば、それはまた別途に考へなければならぬ。会社の利益金の処分につきましても、建設大臣の認可を得るのでありますから、これは十分に研究の上にかやうともできるものでありますけれども、どうもそういうやうに感ずるのであります。金融機関が建設業の実体の把握に困難で、金利が高いというの、一つは、今までの建設業のあり方が、近代的でなかつたという点にも、基因しておるのであります。しかし、こういう種類の法律によつて、だん／＼実体がつかめて参りますならば、それがひいては事業遂行の上における堅実な行き方にもなつて参りまして、非常に彼我うまく行く結果にもなり得ると考へますので、さしあたりは五千万円、一億円で今の建設業の中小企業に有効的確な方法と申しますものは、なか／＼私は考へられないということも考へて参ります

と、建設機械を買つてこれを有償で貸し与えるというの、一つの考へ方だと思ひますが、いづれにいたしまして、御承知の通り十数億建設機械を購入して参りまして、なか／＼機械化と申しますものは、口に言うほどやうま／＼行かぬのであります。ですから、よほど相当の金を用意しなければ、なかなか村瀬さん御指摘のやうな、中小企業にびたつと合うやうな保護育成の策にはならぬ。そう考へて参りますれば、むしろこれはできるだけ保証料を切り下げて、商売として公益事業的なものでございまして、一割ないし一割五分ぐらいの配当のものにおいて十分によつて行ける見通しがついたら、保証料の方を下げるやうな行き方をし行かなければならぬのじやないかというやうに、私は今考へておるのであります。しかし、いづれにいたしまして、御質問の趣旨よく拝承いたしましたから、十分研究いたしまして、あやまちのないやうに有効に利益金を処分することができまうやうに研究してみたいと考へております。

○村瀬委員 これは需要と供給によつてきまる問題で、もし保証料の一銭が高いために業者が困るというのなら、利用しなくなると思ひます。利用しなくなるといふ場合は、それは保証料を下げて、利用してもらわなければならぬのであります。利用するといふことは、銀行へ行くよりも、業者も非常にそれで助かつておるわけでありまして、私はこの保証料の一銭といふものは大して無理ではない、かやうに考へておるのであります。ただ問題は、保証基金の方は、なるほどあるいは減免をしてもけつこうと思ふのであ

ります。今のお話を伺ひましても、政務次官の話を伺ひましても、相互保険的なものであるから、収支償えば一銭を五厘にし、三厘にしてもよいとお考へてありますけれども、それは結局有利なところへ一層有利にしてやるといふ結果に終ると思ふのであります。保証をしてもらえないところは、日歩五銭、六銭で借りて工事をやつておるのであります。保証してもらえらるる階級の建設業者は、一銭であつたものが五厘になり、三厘になる、こういうのであれば、この対象となるかなり有力な建設業のみが均等にするのであつて、しかも相手は何によるかという、国家予算が対象なんであつて、国の予算を對象にしてそういう安い前払金を使へる階級と使へない階級とに非常に段がついて参る、落差がついて参るわけでありまして、そういうことも考へますならば、私はもうやみ／＼に保証料を下げるという必要はないのであつて、これはむしろこういう方法で純益ができて来るならば、その純益を適当に建設大臣が勘案をされて、有利なあるいは能率のよい研究所をつくるなり、あるいは機械の模倣をつくるなり、その他中小の建設業の合理化と能率の上るやうな道を講ずる方が、事態に適したやり方ではないかと考へておるのであります。御答弁はいりませんが、私は一応この前払金保証事業法の一部改正の基となる東日本建設業保証株式会社の内容について、きようは一つの問題を提供したにとどめておきまして、この法律の改正案につきましても、また後日質問を続行いたしたいと思ひます。

○石破政府委員 先ほど私が御答弁に立ちました際に、申し落したことであ

りまして、皆さんによく御了解いただきたいと思えます点は、先ほど村瀬委員の御質問にありました、現金を九百九十万円余持つておるのは適當でないではないかというお話であります、なるほどごもつともあります。平常時でありますと、こういう金は持つておるわけはございません。たゞこの調査の日が三月三十一日でありまして、銀行に預け入れる関係と、各事業官庁が金を前渡した、保証料を納めたというような関係の時間的の食い違いで、保証料は会社は納まつたが、それを銀行に持つて行かない、行く時間がなかつたというふうな関係で、何か特別にこの日にあつたのだそうでございます、この点は御了承を願いたいと思ひます。

○久野委員長 両案に関する質疑は次会に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

昭和二十九年四月二十二日印刷

昭和二十九年四月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局